

新潟県条例第26号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定動物 <u>法第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>係留</u> 動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えないように、おりその他の囲いの中で飼養し、若しくは保管すること又は鎖等で固定的な施設若しくは物件につないでおくことをいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 犬猫販売業者 犬又は猫（以下「犬猫」という。）の販売を業として行う第1種動物取扱業者（<u>法第12条第1項第4号</u>に規定する第1種動物取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>（飼い犬の係留）</p> <p>第12条 犬の飼い主は、<u>飼い犬を常に係留しておく</u>なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 何人も、正当な理由がある場合のほか、<u>係留されている犬を解き、又は解かせてはならない。</u></p> <p>（野犬等の抑留）</p> <p>第14条 知事は、野犬又は第12条第1項の規定に違反して<u>係留されていない</u>飼い犬（以下「野犬等」という。）をその指定する職員をして抑留させることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>（措置命令）</p> <p>第17条 知事は、動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたとき又は危害を加えるおそれがあると認めるときは、その飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>係留をし、又は係留方法を改善すること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定動物 <u>法第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>けい留</u> 動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えないように、おりその他の囲いの中で飼養し、若しくは保管すること又は鎖等で固定的な施設若しくは物件につないでおくことをいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 犬猫販売業者 犬又は猫（以下「犬猫」という。）の販売を業として行う第1種動物取扱業者（<u>法第12条第1項第3号</u>に規定する第1種動物取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>（飼い犬のけい留）</p> <p>第12条 犬の飼い主は、<u>飼い犬を常にけい留しておく</u>なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 何人も、正当な理由がある場合のほか、<u>けい留されている犬を解き、又は解かせてはならない。</u></p> <p>（野犬等の抑留）</p> <p>第14条 知事は、野犬又は第12条第1項の規定に違反して<u>けい留されていない</u>飼い犬（以下「野犬等」という。）をその指定する職員をして抑留させることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>（措置命令）</p> <p>第17条 知事は、動物が人の生命、身体又は財産に危害を加えたとき又は危害を加えるおそれがあると認めるときは、その飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>けい留をし、又はけい留方法を改善すること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>

(立入調査等)

第18条 (略)

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(動物愛護監視員)

第18条の3 法第37条の3第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。

(立入調査等)

第18条 (略)

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(動物愛護監視員)

第18条の3 法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)又は第33条第1項の規定による立入検査及び前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第2条第7号の改正は、公布の日から施行する。